

秋田県情報活用支援システム〔グループウェアシステム〕の更新について、公募型プロポーザルにより業務委託候補者を選定することにしたので、次のとおり公告する。

平成26年6月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 名称
秋田県情報活用支援システム更新業務
- (2) 目的及び概要
「企画提案依頼書」で定める各事項による。
- (3) 履行場所
秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎5階
秋田県企画振興部情報企画課
- (4) 履行期間
契約締結の日から平成27年3月31日まで

2 企画提案書を提出する者の資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から委託候補者を選定するまでの間に秋田県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県内に本社、支社又は営業所、事業所を有し、運用保守に迅速に対応できる者であること。
- (5) 過去5年の間に国又は地方公共団体におけるグループウェアシステムの構築実績があること。
- (6) 本業務を遂行するために必要な実施体制（同種の業務経験を有する専任技術者の完了までの配置を含む。）を講じることができる者であること。
- (7) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 企画提案依頼書等の交付期間及び交付場所

- (1) 企画提案依頼書の交付期間は、公告の日から平成26年7月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 交付場所は、1の(3)で定める場所で直接交付する。
- (3) 交付方法は、紙及び電子媒体（CD-ROM）により交付する。

4 参加資格の確認手続き

- (1) 提出書類
ア 参加資格確認申請書
イ 会社概要等整理表
ウ 受注実績整理表
エ 従事技術者証明書
オ 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書
- (2) 提出方法は、1の(3)で定める場所に直接持参すること。
- (3) 提出期限は、平成26年7月16日午後5時までとする。
- (4) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であるかどうかを警察本部に照会する場合がある。

5 公募期間

応募者は、企画提案依頼書に定める企画提案書を公告日から平成26年7月16日午後5時までに1の(3)で定める場所に直接持参すること。

6 企画提案審査

- (1) 開催日は、平成26年7月下旬を予定している。
- (2) 開催場所は1の(3)で定める場所を予定している。

7 その他

- (1) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。
- (2) 問い合わせ先
秋田県企画振興部情報企画課情報基盤・システム管理班
電話 018-860-4273